

建材からの VOC 放散速度基準化研究会
設立趣意書

平成 17 年 7 月 27 日
事務局 ((財)建材試験センター)

0. 背景・趣旨

- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律、国土交通省の公共住宅に関する通達で、VOC の室内濃度測定が要求されている。
- ・(社)日本建材・住宅設備産業協会の調査において、90%以上の材料メーカーが基準化を望んでいる結果が得られている。
- ・日本漆喰工業会の他、NPO シックハウスを考える会が被害者の立場から基準値を公表している。また、いくつかの工業会にて独自基準を作成し、公表すると予測される。
- ・ホルムアルデヒド・VOC に関する試験方法・通則規格の JIS を作成した関係から、(財)建材試験センターを事務局として、学識経験者、メーカー及びユーザー等からなる研究委員会を設立し、研究委員会の独自基準を制定する。
- ・同委員会による自主基準は、先行して独自基準を制定している機関とも調和し、国際的にも整合する基準を作成する。

1. 自主基準の社会的性格

- ①基準は、製造・販売者並びに使用・購入者が共通の認識で材料を選択・判断できる共通の「ものさし」として、研究会名で公表・公開する。
- ②作成された基準は、国、独立行政法人、自治体等が定める建築工事仕様書等での引用、各工業会基準に活用可能となるものを想定する。
- ③研究会は、基準の他に当該基準に基づく性能表示の基本原則、試験方法、評価・判断、表示等の基本原則の基準化についても検討・制定する。
- ④同様に、当該基準の引用・活用する機関が、認証等を行う場合を予測した制度運用等に関する一般原則についても研究会で検討し、指針を作成する。

2. 判断基準及び基準活用等に関する基本フレーム

2.1 判断基準

- ①基準の対象物質は、住宅の品質確保の促進等に関する法律、通達等の要求する物質とする。
- ②基準は、ホルムアルデヒドの F☆☆☆☆相当とする。

2.2 基準活用の基本フレーム

①VOC 放散 0 が工学的に予測されるもの

放散 0 材料製造団体がホルムアルデヒドと同様に自己宣言し、(社)日本建材・住宅設備産業協会等の第三者機関が統一的に表示・運用等を調整する。

②VOC 放散が予測される材料

ケース 1：製造・販売者は、自己の責任において研究会の定める基本原則に基づき、表示・性能保証を行う。

ケース 2：工業会基準として活用する場合は、研究会が定める基本原則に基づき、工業会の責任で対応施策を定める。

③仕様書に基準を引用する機関

各機関は、仕様書の製品受入制度に基づき、基準を活用する。

※ 試験・評価機関は、上記各機関の求めがある場合は、基準適合性の試験・評価・証明を行う。

研究会での検討体制

